

1 規則等の題名

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則（平成19年高知県公安委員会規則第12号）の一部改正

2 根拠法令・条項

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第221号。以下「改正政令」という。）

3 規則等の制定日

令和3年10月29日（金曜日）

4 結果公示の日

令和3年10月29日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

改正政令が公布されたことに伴い、当該規則についても当然必要とされる改正であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- 高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部留置管理課
Tel：088-826-0110（代表）